

50周年版預金保険研究（第24号）の発刊に当たって

当機構は、1971年4月に公布された預金保険法に基づき、金融セーフティネットの運営主体として、金融機関が破綻した際に預金者の大切な預金を守るために設立され、昨年、設立50周年を迎えました。

預金保険制度について50年を振り返りますと、1986年の預金保険法の改正により、現在の破綻処理手法のベースとなる資金援助方式が導入されました。その後、2000年の預金保険法改正において金融再生法を取り込み恒久化され、現在の破綻処理の枠組みが出来上がりました。

この間、我が国はバブル崩壊・平成の金融危機を経験し、この危機に対応するために、破綻銀行を一時国有化する制度や公的な資金を注入して資本を増強する制度など、一連の金融危機対応の仕組みが創設されました。その後も、2000年代後半の世界的な金融危機を契機に、システム上重要な金融機関等の破綻処理制度が導入されるなど、我が国の金融システムの安定を確保するための制度及び実務は、絶え間なく発展してきました。

この半世紀、時代の変化の中にあっても、当機構は、国民の預金を守り、円滑な決済取引を確保することで、我が国の信用秩序維持の一翼を担ってまいりました。特に1990年代からの30年、当機構は、180を超える金融機関の破綻処理などに携わり、預金保険制度とともに日本の金融危機の克服に果たした役割は決して小さくないものと自負しております。

国際的な活動に関しては、国際預金保険協会（IADI）の創設（2002年）以来、当機構は、創設メンバーとして、また、実質的な意思決定機関である業務執行委員会メンバー（創設時～現在）として、更には、アジア太平洋地域委員会議長（創設時～2017年、2022年2月～現在）として、IADIの活動に積極的に貢献してきました。IADIは、各国の預金保険機関が加入し、情報交換や各種調査や技術支援を行う場であるとともに、近年では、預金保険制度の運営に当たって、その拠り所となる「コア・プリンシプル」やその「ガイダンス」を議論し策定する等、いわば、預金保険機関にとっての国際的基準の設定主体としての役割を意識した活動にも取り組むようになってきました。最近では、三國谷理事長（当時）がIADI会長を務め（2017～2020年）、積極的な情報発信にとどまらず、預金保険を巡る国際的な議論をリードしてきたところです。

更に、近年、当機構においては、このような預金保険制度の運営や危機対応に関する業務に加え、暴力団等反社会的勢力に対する債権の買取り・回収に係る業務、振り込み詐欺等被害者の救済手続に係る業務、反社情報の照会業務等の金融機関支援、各金融機関からの休眠預金の管理等、社会の公正確保に資する業務にまで業務範囲を拡大してきており、また、口座登録法及び口座管理法（マイナンバー関連法）に基づき、国民の利便性向上のための業務の施行に向け準備を行っています。

また、人口減少やデジタルイゼーション、経済活動や金融取引の国際化の一層の進展等を背景に、金融界はその取り巻く環境が大きく変わり、変革を迫られています。これは、預金保険制度も当機構も例外ではありません。こうした時代の変化に柔軟に適応できる組織であり続けることが重要です。

環境変化を踏まえ、今後とも当機構に求められる役割を的確に果たしていくため、破綻処理への対応力強化に向けた預金保険制度の運用の改善、関係機関等との連携・協力の推進、預金保険制度に係る国際的な活動の強化等にも着実に取り組んでまいりたいと考えています。

こうした中、過去の金融危機や銀行破綻の歴史を振り返りつつ、改めて危機対応のあり方について考えることは、将来の危機・破綻事案に適切に対応する上でも有意義であると認識しております。

本号は、セーフティネット機関として平成金融危機、リーマンショックの二度にわたる危機を乗り越えてきたこれまでの経験を踏まえ、これらの危機への対応をレビューしつつ、これまでの当機構の歴史、現在の各部署の業務内容をまとめたものとなっています。さらに、ポスト「設立 50 年」を展望し、フワードルッキングな議論を喚起するような内容もご紹介しています。当機構の役割・業務に対する皆さまのご理解が一層深まることとなれば幸いです。

最後に、当機構は、50 周年のスローガンを当機構職員から募集し、「預金を守って 50 年、これからもあなたの未来を支えます」と決めました。このスローガンに込めた思いのとおり、金融システムの維持・安定を支えていく組織として、役職員一同全力を挙げて邁進していきます。

今後とも一層のご鞭撻をお願い申し上げ、発刊のご挨拶とさせていただきます。

2022年7月

理事長 三井 秀範